蛍光灯照明の気をつけるポイント (平成 28 年 12 月 26 日作成)

〇10年以上使用している蛍光灯照明は要注意、

異常がある場合は新しい製品に交換する。

蛍光灯照明を長期間使用すると、器具内の安定器などの部品が経年 劣化し、破損・発煙・発火するおそれがあります。異常がある場合は 使用を中止し、新しい照明に交換してください。

- O10 年未満の製品でも、以下のような事故の予兆がみられたときには、 使用を中止してメーカーや販売店に相談する。
 - ✓ 点いていた照明が点滅したり、急に消えたりする。
 - ✓ 異常な音がする。
 - ✓ 煙やすすが出る。
 - ✓ 焦げ臭いにおいがする。
 - ✓ 焦げたあとや変色して(黒ずんで)いるところがある。
- ※一般社団法人日本照明工業会においても、照明器具についての「安全チェックシート」が公 表されていますので、下記URLを参照してください。

http://www.jlma.or.jp/anzen/anzen cs.htm

(参考)蛍光灯器具に直管形LEDランプの取り付けをお考えの皆様へ

- LEDランプの取り付けには蛍光灯器具の改造が必要な場合があります。 (LED照明器具メーカーは「器具交換」を推奨しています。)
- 蛍光灯器具の改造が不要と記載のあるタイプでも、照明器具とLEDランプ の組み合わせによって、事故に至るおそれがあります。

既設の蛍光灯器具に直管形LEDランプを取り付ける際は、 必ずLEDランプのメーカーや販売店に相談してください。

※既設の蛍光灯器具に直管形LEDランプを取り付ける際は、必ずLEDラン プのメーカーや販売店に相談してください。一般社団法人日本照明工業会に おいて、既設の蛍光灯器具にLEDランプを使用する際の安全性に関する注 意喚起チラシを公表しているので、下記URLを参照してください。

http://www.ilma.or.ip/anzen/chui/chokkan.htm

